

**I 協力金の概要**

## 1. 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、高知県に適用された「まん延防止等重点措置」は9月12日で解除されましたが、感染状況は依然として拡大前より高い水準にあるため、9月9日付けで、事業者の皆さまへの、対象地域に所在する施設の営業時間の短縮（以下「営業時間短縮」という。）の要請期間を延長し、再度ご協力をお願いをしたところです。

この要請に応じて、営業時間短縮の対象となる施設（以下「対象施設」という。）を運営されている方で、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、営業時間短縮又は休業及び酒類の提供の時間制限にご協力いただける大企業、中小企業、個人事業主等の皆さまに対して、「高知県営業時間短縮要請協力金」（以下「協力金」という。）を支給します。

## 2. 対象地域

高知市

## 3. 支給額

営業時間短縮の要請の延長期間の全日数（9/13～9/26の14日間、定休日等含む。）に、次の計算式で算出した金額（支給単価）を乗じて得た額。ただし、今後の感染状況が継続的に改善し、延長期間の終期が前倒しされる場合は、当該日数は変更された要請期間に限るものとします。

なお、複数の対象施設を運営する事業者の場合、1店舗（事業所）毎に算定します。

## (1日当たりの支給単価の計算式)

## ①中小企業等大企業以外の事業者（売上高方式）

## ア 月単位方式（注1）

$$\begin{aligned} & \text{前年又は前々年の8月及び9月の売上高} \div 61日 \\ & \times 0.3 = \text{支給単価（1千円未満は切り上げ）} \end{aligned}$$

## イ 年単位方式

月ごとの売上の把握が困難な場合は、

$$\begin{aligned} & \text{前年又は前々年の年間の売上高} \div \text{前年又は前々年の年間の暦日数} \\ & \times 0.3 = \text{支給単価（1千円未満は切り上げ）} \end{aligned}$$

## ウ 時短要請日方式（注2）

時短要請期間と同日付の期間の売上で申請する場合は、

$$\begin{aligned} & \text{前年又は前々年の時短要請期間と同日付の期間（9/13～9/26）の売上高} \\ & \div 14日 \times 0.3 = \text{支給単価（1千円未満は切り上げ）} \end{aligned}$$

売上高は営業時間短縮要請の対象にかかるもの（消費税及び地方消費税は除く。）

なお、算定した額が2万5千円未満の場合は2万5千円（下限）とし、7万5千円を超える場合は7万5千円（上限）とする。

注1 月単位方式で用いる対象月の売上高について、「8月及び9月の売上高」と「9月の売上高」のいずれかを選択して算定することが可能です。

②大企業（売上高減少額方式）

ア 月単位方式（注3）

（前年又は前々年の8月及び9月の売上高－本年8月及び9月の売上高）  
÷ 61日 × 0.4 = 支給単価（1千円未満は切り上げ）

イ 年単位方式（注3）

月ごとの売上の把握が困難な場合は、  
（（前年又は前々年の年間の売上高÷前年又は前々年の年間の暦日数  
－（本年8月及び9月の売上高÷61日））× 0.4  
＝ 支給単価（1千円未満は切り上げ）

ウ 時短要請日方式（注2）

時短要請期間と同日付の期間の売上で申請する場合は、  
（前年又は前々年の時短要請期間と同日付の期間（9/13～9/26）の売上高  
－ 本年の時短要請期間（9/13～9/26）の売上高）  
÷ 14日 × 0.4 = 支給単価（1千円未満は切り上げ）

売上高は営業時間短縮要請の対象にかかるもの（消費税及び地方消費税は除く。）

なお、以下のいずれか低い額を上限とする。

(ア) 20万円

(イ) アからウまでで算定した前年又は前々年に係る売上高

÷当該期間の定休日等を含む日数 × 0.3

（1千円未満は切り上げ）

※大企業以外の事業者が売上高減少額方式を選択することも可能です。

注2 時短要請日方式を選択する場合は、今後の感染状況が継続的に改善し、延長期間の終期が前倒しされる場合においては、当該期間は変更された要請期間となります。（①及び②共通）

注3 月単位方式及び年単位方式で用いる対象月の売上高について、「8月及び9月の売上高」と「9月の売上高」のいずれかを選択して算定することが可能です。ただし、月単位方式については、前年又は前々年の売上高と本年の売上高の対象月を同一の月としてください。

4. 創業特例、事業承継特例等

令和2年8月2日以降に創業した場合（創業特例）、令和2年8月2日以降に個人事業者が事業の承継を受けた場合（事業承継特例）等の取扱いは、別に定めることができます。

## Ⅱ 申請要件

### 1. 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方（（5）を除き、以下「申請者」という。）とします。

- （1）対象地域で対象施設（別表1）を運営する事業者（県外に本社がある事業者を含む。以下同じ。）で、大企業、中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人（社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいう。）であること。
- （2）営業時間短縮の要請を行った日（令和3年9月9日）以前から、法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していること。
- （3）業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守していること。
- （4）午後8時から午前5時までの間の営業をしようとしていた事業者が、本県の要請に応じて、対象地域で営業する全ての対象施設において、令和3年9月13日から令和3年9月26日までの全期間を通じて下記項目を全て遵守する者であること。ただし、延長期間の終期の前倒しにより延長期間が変更された場合は、当該変更期間とする。
  - ①営業時間の短縮又は休業を行うこととし、午前5時から午後8時までに限って営業すること。
  - ②酒類の提供については午後7時までとすること。
  - ③カラオケ設備の利用を自粛すること（カラオケボックスを除く。）
- （5）申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表2に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

## Ⅲ 申請手続等

### 1. 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の協力金申請手続相談窓口へお問い合わせください。

高知県営業時間短縮要請協力金申請手続相談窓口（コールセンター）

電話番号：088-823-9809

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日も開設しております。）

### 2. 申請書類

別表3に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出していただいた申請書類は、返却しません。

### 3. 申請書類の入手方法又は場所

以下の方法又は場所で、申請に必要な書類を入手することができます。

○高知県庁のホームページから印刷又はダウンロード

【URL】[https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/jitanyousei\\_kyouryokukin5.html](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/jitanyousei_kyouryokukin5.html)

○高知県庁本庁舎 1 階ロビー内

○対象地域内の県税事務所

○対象地域の市町村役場の所定窓口

※別表 4 「県税事務所及び市町村役場の一覧」をご覧ください。

なお、相談対応は行っていません。不明な点は、1 の問い合わせ先までお電話ください。

### 4. 申請書類の受付期間

令和 3 年 9 月 17 日（金）から令和 3 年 11 月 30 日（火）まで

### 5. 申請受付方法

以下の方法で、申請を受け付けます。

#### (1) 郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和 3 年 11 月 30 日（火）の消印有効です。

〈宛先〉

〒780-8570 高知県庁

「高知県営業時間短縮要請協力金 申請受付係」

※申請書類の入った封筒は郵送用の封筒としてご利用いただけます。切手を貼付のうえ、申請者の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

#### (2) オンラインによる受付

高知県庁のホームページから申請してください。

オンラインによる受付は、令和 3 年 11 月 30 日（火）までに申請があったものを有効とします。

### 6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた協力金を支給します。協力金の支給は、令和 3 年 10 月上旬頃から順次開始する予定です。

### 7. 通知等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、様式 5 「高知県営業時間短縮要請協力金（第 5 期）支給決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、様式 6 「高知県営業時間短縮要請協力金（第 5 期）不支給決定通知書」により通知します。

#### IV その他

- (1) 営業時間短縮要請期間の終期が前倒しされた場合は、前倒し後の終期までの協力金を支給します。要請期間の対象外となった日相当の金額を減額して支給します。
- (2) 店頭や広告類（Web、SNS含む）で告知されている営業時間や休業日と申請内容が異なる場合など、申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、対象施設の営業時間短縮の取組に係る実施状況や対象施設の運営状況に関する検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (3) (2) の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、協力金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。  
既に協力金の支給を受けている申請者は、協力金を返還するとともに、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。
- (4) 申請者は、様式3（売上高の証明申請書）に係る売上高の帳簿及び証拠書類（認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写しを含む。）を協力金の受給の日の属する年度の終了後5年間、高知県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならないものとします。
- (5) 申請書類に記載された情報については、協力金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。
  - ① 県内の市町村が、独自に創設した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための営業時間短縮要請等に対する協力金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供（申請者情報、振込先等）の依頼があった場合
  - ② 税務情報として使用する場合
  - ③ 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示請求を受けた場合
  - ④ 国の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供（申請書及び提出資料に記載された情報）の依頼があった場合
- (6) 上記（3）による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が協力金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。（虚偽申請であると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。）

【別表 1】対象施設

営業時間短縮の対象となる施設一覧

1. 営業時間短縮の協力要請対象施設

(新型インフルエンザ等対策特別措置法による協力依頼)

カテゴリー	対象	備考
飲食店	キャバレー	<p>●要請期間の全ての日において、 下記要請にご協力いただくことが 協力金の支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後8時から翌午前5時までの間の休業を要請</li> <li>・午後7時以降の酒類の提供の停止を要請</li> <li>・カラオケ設備の利用自粛を要請 (カラオケボックスは除く)</li> </ul>
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	飲食店	
	料理店	
	喫茶店 (カラオケ喫茶を含む)	
居酒屋		
旅館、ホテル	ホテル (施設内の宴会場など、 飲食提供の場に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間内は、業種毎の感染拡大予防ガイドラインによる適切な感染防止対策の協力を要請</li> </ul> <p>※宅配・テイクアウトは協力要請の対象外</p>
	旅館・民宿、ペンション、ゲストハウス (施設内の宴会場など、 飲食提供の場に限る)	
施設内で大声を発するなど、飛沫感染のおそれが高い施設	カラオケボックス	
	ライブハウス	

2. なお、上記1に掲げる施設は、午後8時から午前5時までの間の営業をしようとしていた事業者が、感染防止のため使用停止（休業）する場合も営業時間短縮と同様に対象となります。

## 【別表2】暴力団の排除

- ①暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- ②暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があること。
- ③その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
- ④暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- ⑥暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- ⑦いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
- ⑧業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用すること。
- ⑨その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
- ⑩その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

**【別表3】申請書類**

		・初めて協力を申請される事業者※1	・第1期又は第2期の協力を申請された事業者 第1期：5/26～6/8 第2期：6/9～6/20	・第3期又はまん延防止の協力を申請された事業者 第3期：8/21～8/26 まん延防止：8/27～9/12
記入する書類	協力金支給申請書 (様式1)	○	○	○
	協力金支給申請書 (様式2-1又は2-2)	○	○	○ ※5
	売上高の証明申請書 (様式3-1又は3-2)	△ ※2	△ ※2	△ ※2、※5
	誓約書 (様式4)	○	○	○
添付する書類	営業活動を行っていることが分かる書類	○	△ ※3	△ ※6
	営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類	○	△ ※4	△ ※6
	本人（法人の場合は法人代表者）確認書類	○	△ ※4	△ ※6
	営業時間短縮又は休業及び酒類の提供時間が分かる書類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症対策の業種別ガイドラインを遵守していることが分かる書類	○	○	△ ※6
	振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し	○	△ ※4	△ ※6

※1. 第3期(8/21～8/26) 又はまん延防止等重点措置の適用期間(8/27～9/12)の協力を申請される場合は、別途それぞれの期間の申請書等をご提出ください。

※2. 中小企業等で、1日あたりの売上高が8万3,333円以下の場合は提出不要です。

※3. 直近の確定申告書を提出された方は提出不要です。(売上帳簿を提出された方を除く)

※4. 第1期及び第2期の協力の申請時と内容に変更がなければ提出不要です。(有効期限切れや住所の変更等の内容に変更がある場合は提出してください。)

※5. 第3期又はまん延防止の協力の申請において、月単位方式(8月及び9月の売上高)又は年単位方式で支給単価を算出された事業者は提出不要です。

※時短要請日方式又は月単位方式(9月の売上高)で申請される事業者は提出が必要です。

※6. 第3期又はまん延防止の協力の申請内容から変更がなければ、提出不要です。



《高知県営業時間短縮要請協力金 申請書類》

1 協力金支給申請書（様式1）

※申請日を忘れずに記入してください。

※複数店舗（事業所）を申請する場合は、「様式2-1、2-2」をそれぞれ提出してください。

※個人事業主の場合は、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。

また、法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

2 協力金支給申請書（様式2-1（中小企業等）、2-2（大企業））

※2店舗以上該当がある場合は、コピーしてご活用ください。

※売上高、日数等の各欄を記入してください。

3 売上高の証明申請書（様式3-1（中小企業等）、3-2（大企業））

（認定経営革新等支援機関等（以下「認定支援機関等」という）が証明したものに限り。）

※中小企業等で1日あたりの売上高（様式2-1の売上高÷日数）が8万3,333円以下の場合は、様式3-1の添付は不要です。

※認定支援機関等への依頼にあたっては、確定申告書（注1）をご提出ください。

（注1）詳細は「7 認定支援機関等へ提出するもの」をご覧ください。

4 営業時間短縮の要請を行った日（令和3年9月9日）以前から営業活動を行っていること等が分かる書類

（以下の（1）、（2）及び（3）の書類が全て必要になります。）

（1）営業活動を行っていることが分かる書類（写しで可）

直近年度の確定申告書又は市県民税申告書（注2）（法人、個人事業主とも）

※複数の店舗（事業所）を申請する場合は、それぞれ提出してください。

※確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、要請を行った日以前の営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。

【例】下記の①と②を提出

①税務署に提出した法人設立届出書（法人の場合）又は  
個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主の場合）

②直近の経理帳簿（売上帳簿や現金出納帳）

(注2) 直近年度の確定申告書又は市県民税申告書(法人、個人事業主とも) 税務署又は市役所に提出した直近の確定申告書を提出してください(税務署又は市役所の收受日付印が押印されたもの)。

電子申告(e-Tax)で提出した場合は、申告したデータ及び受信通知のデータ(電子申告申請等完了報告書)をいずれも提出してください。

(2) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していることが分かる書類(写しで可)

※複数の店舗(事業所)を申請する場合は、それぞれ提出してください。

- 【例】・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号に規定する接待を伴う飲食店の営業の許可
- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する飲食店営業の許可
  - ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する旅館業営業の許可

(3) 本人(法人の場合は法人代表者)確認書類(写しで可)

運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード(表面のみ)など

5 営業時間短縮又は休業及び酒類の提供時間の状況が分かる以下の書類

(写しで可)

①店舗の外観(店舗名含む)が分かる写真

②営業時間短縮又は休業及び酒類の提供時間を告知するホームページの画面、チラシの写真など(注3)

※複数の店舗(事業所)を申請する場合は、それぞれ提出してください。

(注3) 営業時間短縮又は休業及び酒類の提供時間を告知するホームページの画面、チラシの写真など

店舗名のほか、営業時間短縮等の状況(営業時間の変更や休業期間及び酒類の提供時間)が分かるものとしてください。

また、チラシ写真については、店頭などに掲示して営業時間短縮等を告知していることが分かるようなものとしてください。

6 業種別ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策「外食業向けガイドライン」（高知県版）等）の遵守状況が分かる書類（写し又は任意様式で可）（注4）

※複数の店舗（事業所）を申請する場合は、それぞれ提出してください。

※「外食業向けガイドライン」（高知県版）は令和3年6月に改定されていますので、下記HPをご確認ください。

（一社）高知県食品衛生協会 <http://www.kfha.or.jp/>

（新型コロナウイルス感染対策ガイドラインのページをご覧ください。）

（注4）下記の対策が店内で実施されていることが確認できる写真、張り紙、店内チェック表など

- ◆来店客の感染防止対策が分かるもの（テーブルをパーテーション等で区切る、席の配置の工夫等）
- ◆従業員の感染防止対策が分かるもの（体温の測定、マスクの着用等）
- ◆店内の感染防止対策が分かるもの（適切な換気、店内入口への消毒設備の設置、店内の清掃と消毒等）

7 認定支援機関等へ提出するもの

（1）前年又は前々年8月及び9月の売上が分かる書類（「8月及び9月の売上高」を「9月の売上高」で算定することも可能です。）

・【法人の場合】

- ① 平成31(令和元)年分又は令和2年分の「法人税申告書別表第一(各事業年度の所得に係る申告書)」及び「法人事業概況説明書」の写し⇒ 法人の年間（月別）の売上高が分かる書類
- ② 平成31(令和元)年又は令和2年の8～9月の月別売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し⇒ 店舗の日別の売上高が分かる書類  
※「年単位方式」及び「月単位方式」を選択している場合は、②は省略可

・【個人事業者の場合】

<確定申告が青色申告の方>

- ① 平成31(令和元)年分又は令和2年分の「所得税確定申告書(申告書B)第一表」及び「青色申告決算書」の写し  
⇒ 年間及び月別の売上高が分かる書類
- ② 平成31(令和元)年又は令和2年の8～9月の日別売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し⇒ 店舗の日別の売上高が分かる書類  
※「年単位方式」及び「月単位方式」を選択している場合は、②は省略可

<確定申告が白色申告の方>

- ① 平成31(令和元)年分又は令和2年分の「所得税確定申告書(申告書B)第一表」の写し⇒ 年間の売上高が分かる書類
- ② 平成31(令和元)年又は令和2年の8～9月の月別売上高が分かる書類(売上台帳等)の写し⇒ 店舗の月別（日別）の売上高が分かる書類

<確定申告をしていない方で住民税（市民税・県民税）の申告をしている方>

- ① 平成 31(令和元)年分又は令和 2 年分の「市民税・県民税申告書」の写し  
⇒ 年間の売上高が分かる書類
- ② 平成 31(令和元)年又は令和 2 年の 8～9 月の月別売上高が分かる書類  
(売上台帳等)の写し⇒ 店舗の月別（日別）の売上高が分かる書類

**【注意事項】**

- ◆ 複数店舗を運営している場合は、選択した支給単価の計算式に合わせて、店舗ごとの売上高（年間・月別・日別）がわかる書類（売上台帳など）を追加で提出してください。
  - ◆ 営業時間短縮要請の対象となっていない事業の売上高が含まれている場合は、その内訳が分かるものを提出してください。
  - ◆ 税務署の收受日付印が押印されたもの（e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字されたもの）を提出してください。
  - ◆ e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」又は電子申告申請書等完了報告書を添付
- ※上記のいずれも存在しない場合には、税理士による署名がなされたもの（個人事業主の場合は、加えて「納税証明書（その 2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）でも可）を提出してください。
- ◆ 確定申告書の写しがない場合は、税務署にて「閲覧申請」を行いカメラなどで撮影し現像又は印刷して提出してください。
- ※青色申告会の受付印のみでは受付できません。
- ◆ 市民税・県民税申告書は、受付日が入った市役所の受付印があるものを提出してください。

(2) 令和 3 年 8 月及び 9 月の売上高が分かる書類（「8 月及び 9 月の売上高」を「9 月の売上高」で算定することも可能です。）

- ◆ 売上高減少額方式の場合のみ必要です。
- ◆ 売上台帳等の売上高の分かる書類が必要です。

**8 誓約書（様式 4）**

※所在地、法人名又は屋号及び代表者職・氏名の欄は、必ず自署をお願いします。

**9 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し**

※協力金支給申請書（様式 1）に記載した振込先口座の情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人など）が確認できる通帳等の写しを添付してください。

（上記が確認できるよう、通帳のオモテ面と通帳を開いた 1・2 ページ目の写し）

※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。

※提出していただいた申請書類は返却しません。

【別表 4】 県税事務所及び市町村役場の一覧

1. 県税事務所一覧

県税事務所名	住所	申請書配布時間
高知県中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	(平日) 8:30~17:15
高知県中央西県税事務所	高知市丸の内1-7-52 高知県庁西庁舎	

2. 市町村窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	住所	申請書配布時間
高知市	総合案内 (本庁舎1階) / 商工振興課 (第二庁舎2階)	高知市本町5丁目1-45	(平日) 8:30~17:15